

# 固定資産税の

## 申告・届出は忘れずに



毎年1月1日に土地・家屋などを所有している方で、次に該当する場合は、固定資産税の申告・届出をお願いします。

- ・相続や贈与などにより土地・家屋の納税義務者に変更があった場合
- ・納税義務者が亡くなられたのに変更していない場合
- ・家屋を取り壊した場合
- ・住宅用の土地を所有している方で平成21年中に家屋を新築された場合
- ・土地や家屋の使用用途を変更された場合

### 償却資産の申告は

2月1日まで

償却資産を所有されている方は、1月1日現在の償却資産の状況について(資産の種類・取得価格・取得時期・耐用年数等)、2月1日(月)までに申告をお願いします。なお、次に該当する場合は対象になりません。

- ・税務会計において、耐用年数1年未満または取得価格が10万円未満の償却資産で、法人税法等の規定により一時に損

- 金に算入されたもの
- 取得価格が20万円未満の減価償却資産で、事業年度ごと一括して3年間で償却する場合

※償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを営んでいる方が、その事業のために所有している機械・器具・備品などで、他の税(自動車・軽自動車税等)の対象とならない有形固定資産をいいます。

### その他

耐震改修した住宅の固定資産税の減額、バリアフリー改修に伴う減額、省エネ改修に伴う減額、長期優良住宅にかかる特例措置についての詳細につきましては、お問い合わせください。

### ◎問い合わせ

税務課 ☎内線255・256

# 所得税の還付申告は1月から!

税務署では、所得税の還付申告(医療費控除・住宅借入金等特別控除など)を1月から受け付けています。2月中旬以降は混雑しますので、早めの申告をおすすめします。

日にち	場所
1/4~1/22 3/26~	平塚税務署 内会場
1/25~3/25 ※土・日・祝日は除く。ただし、2/21(日)、2/28(日)は開催。	平塚駅ビル 6Fラスカ ホール

### ▼日にち・場所

### ▼時間

- 申告書作成のアドバイス 9時~17時
- 書類の配布・提出のみ 8時30分~17時
- 申告・納付期限 所得税・贈与税 3月15日(月) 個人事業者の消費税 3月31日(水)

# 個人住民税における

## 住宅ローン控除について

平成21~25年までの間に居住し、所得税の住宅ローン控除を受けた方で所得税において控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の町県民税から控除されます。

### ▼控除額

次の①②のいずれか小さい額

- ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- ②所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額(上限97,500円)

### ▼申告方法

住宅ローン控除の適用を受けられる方は税務署で所得税の住宅ローン控除を申告してください。町への申告は不要です。

※平成11~18年までに居住した方が対象の「税源移譲に伴う住宅ローン控除」も、21年分から町への申告は不要となります。

### ◎問い合わせ

税務課 ☎内線253・254

### 所得税・消費税確定申告の事前のお知らせについて

平成20年分の確定申告書をパソコン(確定申告書作成コーナー等の利用)で作成して提出された方のうち、翌年以降も確定申告書が必要な方には、申告書の送付に代わって「ハガキ」により平成21年分の確定申告書に必要な情報を1月下旬にお知らせいたします。

### ◎問い合わせ

平塚税務署 ☎(22)1400  
※所得税の申告書等は1月末より町税務課窓口でも配布を予定しています。

### e-Taxの

### ご利用を!

国税電子申告・納税システム(e-Tax)は、インターネットを利用して、申告・納税等ができるシステムです。利用には事前の登録手続きが必要となります。詳しくは税務署へお問合せください。

国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp/>

### ◎問い合わせ

平塚税務署  
☎(22)1400